

議員提出議案第 11 号

三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 12 月 19 日

提出者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年三朝町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
	<p><u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数は、15 人とする。</u></p>

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数を定めるものとする。

(議員の定数)

第2条 三朝町議会の議員の定数は、12人とする。

附 則

この条例は、平成21年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。